

議案第100号

青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、青森県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

平成28年12月1日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

平成29年4月1日から、共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務にむつ市を加えることから、青森県市町村総合事務組合同規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

青森県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合同規約（平成19年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2第10号の項中「三沢市」を「三沢市、むつ市」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。